

日曜公証法律相談

遺言のほか、相続、金銭・不動産の貸借、離婚に伴う養育料・財産分与・年金分割、高齢者などの財産管理の相談などをお受けしています。  
相談は無料・秘密厳守ですのでお気軽にご利用ください。

日時

12月14日(日)

午前9時～午後5時

※事前に予約が必要です。

場所

中村公証役場

四万十市中村大橋通6-3-7

第1とらやビル4階

相談担当者

高知地方事務局所属

中村公証役場公証人

○ご予約・お問い合わせ

中村公証役場

☎34-1728

地域包括支援センターの  
出前相談

地域包括支援センターでは、高齢者やその家族が抱える、介護・保健・福祉・医療など各種の心配ごとや悩みごとに關するご相談を受けています。

現在、相談できる場を少しでも提供するため、町内各地域へ出向いて『出前相談』を開催しています。

ひとりで悩まないで、地域包括支援センターへ、お気軽にご相談ください。

【12月の予定】

12月19日(金)

①旧東部保育所

午前9時～正午

②田村集会所

午後1時30分～午後4時30分

※ご相談は、いつでもかまいませんので、地域包括支援センターまでご連絡ください。

○お問い合わせ・相談

地域包括支援センター

☎43-2240(直通)

犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、殺人、傷害などの犯罪行為により、

お亡くなりになった方のご遺族

ケガをして、入院をされたり、

精神疾患を発症された方

体に障がいが残った方

に対して給付金(遺族給付金・

重傷病給付金・障害給付金)

を支給することにより、精神的・経済的打撃の緩和を図る

制度です。

【重傷病給付金】

加療1カ月以上で3日以上

上の入院を必要とするケガ

をされた方(ただし、精神

疾患の場合は入院を必要と

しません)

【障害給付金】

障害等級1級～14級に該

当する方

詳しいことは、中村警察署

(☎34-0110) または

警察本部警務課被害者対策室

(☎088-871-311

0) までお問い合わせください。

こんなときはお電話を  
〜ひとりで悩まないで〜

被害に遭われた、あなた！  
警察は、あなたの味方です

犯罪の被害に遭われますと、その後においても事件を思い出して怖くて不安になったり、眠れなくなったりするなど、心身ともいろいろな症状に悩まされることがあります。

警察の人に話を聞いてもらいたいけど、警察署に行くのはちよつと勇気がいると迷われている方、警察では各種相談電話を設置し、それぞれ専門の職員が相談にお応えします。  
ひとりで悩まないで、まずは電話をかけてください。

相談電話	内容	電話番号
警察総合相談電話	困りごと相談、警察に対する意見・要望	088-823-9110 #9110
犯罪被害者ホットライン	犯罪被害に遭われた方の心の悩み	088-871-3110
ヤングテレフォン	少年の非行や問題行動に関する相談	088-822-0809
いじめ相談電話	子どものいじめに関する相談	088-872-7867
サイバー犯罪相談電話	インターネット使用による各種犯罪の相談 メールアドレス haiteku@i-kochi.or.jp	088-875-3110
悪質商法110番	押し売り、悪質商法などに関する相談	088-824-4000
レディースダイヤル110番	性犯罪被害に遭われた女性の悩み	088-873-0110
暴力相談電話	暴力団などの被害に関する相談	088-823-0110